

様式第九（第5条関係）

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和2年3月13日
2. 認定新技術等実証実施者の名称
Frich株式会社
3. 認定新技術等実証計画の目標
P2P（peer to peer）保険を実現する仕組みが機能することを実証する。なお、本実証におけるP2P保険とは、個人が仲間同士で拠出金を出し合うことで、仲間同士の活動中に発生するリスクに対して備える保険をいう。
4. 認定新技術等実証計画の内容
 - （1）新技術等及び革新的事業活動の内容
Frich株式会社（以下「Frich」という。）が提供する情報システム（以下「本システム」という。）を通じて、P2P保険を実現する仕組みを提供する。
 - （2）生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
 - ① Frichは、個人（以下「共済オーナー」という。）が仲間（以下「共済メンバー」という。）を募って保険業法が適用されない保険（以下「特例共済」という。）を組成することができるインターネット上のサービスを展開する。特例共済の種類は、1）スポーツの実施時に不慮の事故によりケガをした場合の治療費等を補償する特例共済、及び2）ECサイトで購入した物品を自己都合で返品する際の送料を補償する特例共済を予定している。また、実証期間中には、既往症のある方向けの旅行特例共済や特定犬種に特化したペット特例共済の2つの保険商品を追加で提供する予定である。
 - ② 共済メンバーは、共済オーナーとの相互承認が必要なソーシャルネットワーク上のフレンドと、共済メンバーのソーシャルネットワーク上のフレンドにより構成される。特例共済に加入しようとするメンバーは、共済オーナーが運営する特例共済のページにおいて、共済オーナーが提示する共済規約を確認してから共済オーナーの加入承認を受けるフローとなっている。補償額や条件など共済規約の中で最も重要となる点については、特例共済ページ上でわかりやすく表記され、適時に十分な情報提供が行える仕組みが構築される。
 - ③ 共済メンバーは、共済オーナーに対し、クレジットカードを利用して特例共済の掛金を支払う。
 - ④ 共済オーナーは、特例共済で引き受けた保険リスクの全部を少額短期保険業者等の販売する保険（以下「カバー保険」という。）を購入することにより、少額短期保険業者等に転嫁する。カバー保険はいずれも、Frichにて特例共済を組成した共済オーナー向けに開発された保険で、Frichは少額短期保険募集人等として当該カバー保険の契約の締結の媒介を行う。
 - ⑤ 特例共済における給付事由（共済事故）が発生した場合、共済メンバーは、Frichの提供するインターネット上のサービスを用いて、共済オーナーに対して事故報告をし、共済金請求手続を行う。共済オーナーは、損害を査定の上、損害額に相当する金銭を共済メンバーに支払う。共済オーナーは、事故受付から共済金請求手続、損害査定から共済金支払までに至るすべてのプロセスを、クレ

ームハンドリングを専門とする調査会社等に委託する。共済メンバーへの支払いは、カバー保険の被保険者である共済オーナーの指図により、支払請求をした共済メンバーに対して少額短期保険業者等から直接支払われる。この共済金の支払いは、本実証の段階では共済メンバーの銀行口座に向けての振込送金によって行う。共済オーナーは、Frichの提供するインターネット上のサービスを用いて、自らが承諾した共済金の支払いに関する手続きを自動的に行うことができる仕組みとなっている。

⑥ ①～⑤を通じ、Frichは特例共済の運営や資金の管理を行わない。

(3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証の目的に照らし、以下の点を検証項目とし、実証終了後に主務大臣に報告する。

・定期的な報告：

- ① 各共済グループの情報（オーナー・メンバー間の関係性やメンバー数等）
- ② スキームの運営状況に関する情報
- ③ その他当局の求める情報

・トラブル事象：定期的な報告以外で何らかのトラブルが発生した場合には、速やかに主務大臣に報告する

・実証終了後の報告：実証終了後3か月以内に、主務大臣に報告する。

5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

（実施期間）サービス提供開始から1年間

（実施場所）インターネットを通じ、日本国内に居住する者を対象として実施する。

なお、本システムを提供するウェブサーバーは、Frichの本店所在地内に設置される。

6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

（参加者の範囲）日本国内に居住する日本人及び外国人

（同意の取得方法）本システムを通じて本実証への参加同意をとる。

7. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項

保険業法第2条第17項、保険業法施行令第1条の7第4号

（保険業法）

第二条

17 この法律において「少額短期保険業」とは、保険業のうち、保険期間が二年以内の政令で定める期間以内であつて、保険金額が千万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険（政令で定めるものを除く。）のみの引受けを行う事業をいう。

（保険業法施行令）

第一条の七 法第二条第十七項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険とする。

四 再保険

8. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容

法第12条第1項に規定する認定新技術等実証実施者が、法第13条第2項に規定する認定新技術等実証計画に従って、保険契約者の総数が100人を超えない保険事業であって、その保険金額が一の保険契約者につき10万円を超えないものにおいて、当該保険事業の保険者及び保険契約者（いずれも当該認定新技術等実証実施者が法第2条第2項第1号の同意を得た者に限る。）に対し、当該認定新技術等実証計画に記載された次に掲げる新技術等（同号に規定する新技術等をいう。）を提供し、かつ、当該保険事業に係る再保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第18項に規定する少額短期保険業者（当該認定新技術等実証実施者が法第2条第2項第1号の同意を得た者に限る。）に関する保険業法施行令（平成7年政令第425号）第1条の7の規定の適用については、当該再保険契約に係る再保険（再保険金額が、1000万円を超えないものに限る。）は、同条第4号に掲げる再保険に該当しないものとみなす。

- ① 保険金の支払の請求及びその承諾その他の当該保険事業に関する意思の表示を情報システムにより行うことができること
- ② 保険料の收受及び保険金の支払（保険者の承諾があったものに限る。）の手續を情報システムにより自動的に行うことができること
- ③ 保険契約者相互の間において、保険事故の発生の抑制に資するものとして以下の情報を、情報システムにより共有することができること
 - ・ 保険金の支払の実績
 - ・ 保険金の支払の実績に応じた保険料の割引率その他の保険料の割引又は割戻しに関する情報
 - ・ 保険事故の発生の抑制に資する一定の人的関係を構築するための情報